

# 指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第27号

平成29年11月10日発行

平成29年9月30日（土）午後1時30分から、塩谷中学校アリーナにおいて、「知事と語るう！とちぎ元気フォーラム in 塩谷」が開催されました。

このフォーラムは、栃木県が主催しており、広く県民の皆さんの参加を募り、「人も地域も真に輝く魅力あふれる元気なへとちぎ」の実現に向けて意見交換を行う

もので、各地域に出向いて開催をしています。当日は、来賓として町長、町議会議長、船山県議会議員が出席し、110名の町民の皆さんと知事が意見交換を行いました。

今号では、その様子及び意見交換の内容等について、お知らせいたします。なお、意見交換等の内容は、指定廃棄物関連のみを掲載いたします。

## 当日の様子

知事は、挨拶の冒頭で「長期管理施設の詳細調査候補地が塩谷町寺島入に選定から、3年が経過した。皆様方には、大変ご心労をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。引き続き、国に對しまして、丁寧な対応するよう働きかけます。私も自分の考えを

率直に申し上げますので、皆様方には忌憚のない御意見をお願いします。」と述べました。続いて、知事が県政概要の説明後、地域の魅力発信と活性化のために活動している「しおや湧水の里ウオーク実行委員会」と「塩谷町地域おこし協力隊」から活動報告が行われました。

## 事前アンケートによる 知事からの回答

意見交換では、参加者から事前にアンケートを実施し、集計した結果、関心の高かった「環境」と「産業の振興、雇用」の上位2項目のテーマについて、意見交換が行われました。「環境」に対する参加者からのアンケートの質問事項を抽出して、知事が回答しました。

## 【質問】

指定廃棄物処分場について、栃木県は1県1ヶ所の方針は変わらないのか。現在の知事の考えを聞かせてほしい。

## 【回答】

昨年の再測定の結果、これまでどおり長期管理施設による集

約処理を進める方針を国が示した。県も、この方針に沿って進めることが現実的な解決策であると考えている。農家の負担軽減について、7月に国が方針を提示し、各市町と個別に協議しているところであり、一日も早く負担軽減されるよう国に要望していく。

## 意見交換会の内容

発言者は6名でしたが、うち5名が「環境」に対するもので、そのすべてが「指定廃棄物関連」の意見でした。内容は、次のとおりです。

## ◆参加者A

## 【質問】

塩谷町では、町内で発生した指定廃棄物は無い。このことを知

った上で、処分場の詳細調査を受け入れるべきだと、町民が住民説明会を受け入れるべきだとお考えでしょうか。

## 【回答】

候補地選定にあたっては、県内の25市町どこでも可能性があった。選定方法は、栃木県のローカルルールを決めて、市町村長会議のプロセスを経て、国が決定し、それにより塩谷町が選定された。なお、保管量については、ローカルルールにより重み付けを他の項目の半分になっているが、発生量は考慮されていない。

国は調査候補地が建設地ではないと言っているので、話しをして、皆様のご意見を、国に直接ぶつけるべきである。国の考えも聞くべきだし、皆さんの考えを言うべきだと思う。その際は、県も同席する。

## ◆参加者B

## 【質問】

各分野の専門家が不適地と言っているが、候補地の適性について、どう思うか。町が候補地返上したことを、どう受け止めて国に対応しているのか。

【裏面へ】



# 指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第27号

平成29年11月10日発行

特措法の見直しを国に求めることは、考えているのか。

## 【回答】

県に不適地であるかどうかを判断する権限はない。町民の意見を国にぶつけてみて、話しをした上で、国が判断するのではないかなと思う。

特措法の見直しについては、見直しすべきと主張する他県もないことから、栃木県も言うつもりもない。特措法は、国の責任において国が決めることであり、国会で議論すべきことと考えている。

## 【再質問】

指定廃棄物は、排出責任者である東京電力に持つて行くべきではないか。

## 【回答】

福島県知事から受け入れはできないとの回答を何度も得ており、東電が立地している町が受け入れられないものを本県が持ち込むことはできない。

## ◆参加者C

### 【質問】

詳細調査は建設前提とする環境省からの説明が市町村長会議の資料に記載されている。また、経済産業省が公表した「科学的特

性マップ」では、寺島入は不適となっているが、どう思うのか。

## 【回答】

詳細調査は建設が前提ではないと、国から町に文書(平成28年2月10日付け)で回答している。

「科学的特性マップ」は、原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物の地層処分に関するものであり、指定廃棄物とは処理対象や要件が大きく異なっている。

## ◆参加者D

### 【質問】

福島県は、原発を自ら誘致し、交付金をもらっていた。なぜ、他県のものを受け入れないのか。指定廃棄物は、福島県の東電敷地(300ヘクタールのうち100ヘクタールが未利用地)に集約すべきではないか。

## 【回答】

東電が立地している町が受け入れを拒否しているものを栃木県が持ち込むことはできない。当初、基本方針を決める前に東電に集約すべきといった話を国に伝えていけば、東電に集約することができたかもしれない。

## ◆参加者E

### 【質問】

前回の知事選で塩谷町だけが、不信任とされたがどう思うのか。知事は、候補地は国が決めたことであるとの発言であったが、知事として、県民の声を国政に届けることはしないのか。

## 【回答】

矢板市が選定された時の選挙でも、矢板市では不信任の結果だった。この指定廃棄物問題に関しては、このような結果になるものと思っている。

本日の結果については、国に対して、レポートで報告したい。

## 意見交換会を踏まえて

今回のフォーラムにおいて、知事は、これまでの発言内容と同じことを、町民の前で繰り返し述べました。

一つは、町民から県外処理(排出者責任、東電敷地)を求めた意見に対しては、改めて、県内処理が現実的な解決策であるとの考えであること。

もう一つは、県には、寺島入の詳細調査候補地を不適地であ



ると判断する権限がないとし、「皆さんの考えを、国に直接ぶつけるべきと思う。国の考えも聞くべきだし、皆さんの考えも言うべきだ。」と述べ、詳細調査の説明会を受け入れについても示唆しました。

知事は、当初から一貫して、

詳細調査の説明会を聞き入れて、その中で意見をぶつけるべきであり、最終的な候補地は、詳細調査を実施した後、国の有識者会議において、適・不適が判定されるものとしています。

今回のフォーラムでは、この事業は、国が責任を持つて行うべき事業であって、県は『あくまでも調整役』であるというスタンスを強調する形となりました。